

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めていただいた方へ

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、所得税および市・県民税の申告の際、社会保険料控除の対象になります。

社会保険料控除は、本人または生計を一にする配偶者かその他親族が負担すべき社会保険料の支払いを行った場合に適用されます。

確定申告書の「社会保険の種類」の欄には「源泉徴収票のとおり」と記入してください。（※まとめて記載ができます）

①特別徴収（年金天引き）の場合

特別徴収された本人にのみ適用されます。

②普通徴収（納付書または口座振替）の場合

保険税（料）を実際に支払った人に適用されます。

平成25年中（平成25年1月～12月）に納めた保険税（料）が対象となります。

納付金額は次の方法でご確認ください。

①特別徴収（年金から天引き）
公的年金等の源泉徴収票で確認
年金保険者から送付されます

源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄には、年金から天引きされた各保険税（料）の合計額が記載されています。

確定申告書の「社会保険の種類」の欄には「源泉徴収票のとおり」と記入してください。（※まとめて記載ができます）

確定申告書の「社会保険の種類」の欄には「源泉徴収票のとおり」と記入してください。（※まとめて記載ができます）

源泉徴収票の様式

平成25年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 氏名		
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	円	円
扶養親族等の数 本人 控除対象配偶者の有無等 中位置の提出 有 無 特別の他の 障害者 有 無 老人控除対象 配偶者の有無 有 無		
扶養親族の数 特定 老人 人 人 障害者の数 （本人以外） 特別 其他 人 人		
社会保険料の金額	217,700	
支払を受ける者の年金の種別	支払を受ける者の生年月日	
(摘要)		
支払者 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署文出官 厚生労働省年金局事業企画課長		

印

※申告書記載例

第一表 社会保険料控除 217,700

第二表

社会保険の種類	支払保険料
源泉徴収票のとおり	217,700
社会保険料控除	合計

※障害年金、遺族年金受給の人に
は、「公的年金等の源泉徴収票」
は送付されません。納付額の確
認が必要な人は右記の各担当窓
口へお問い合わせください

※年金から天引きされた保険税
（料）に還付金がある場合は、源
泉徴収票の社会保険料控除の額
から、還付済金額を差し引いて
申告してください

※口座振替は、平成24年度6期（平
成24年12月末納期分）～平成25
年度5期（平成25年11月末納期分）
が対象になります

②普通徴収
（納付書または口座振替）
納付証明書で確認
1月末ごろに、市の各担当課か
ら送付します

国民健康保険税
問 収納課収納係
☎ 72-2111内線132・133

介護保険料
問 介護保険課介護保険係
☎ 72-2111内線452・453

後期高齢者医療保険料
問 国保年金課医療・年金係
☎ 72-2111内線422・423

住民基本台帳カードを作りませんか

☎市民課市民係
☎72-2111内線414

住民基本台帳カード(住基カード)は、お住まいの市区町村で交付が受けられるICカードです。

住基カードの有効期間は10年間で、次のようなメリットがあります。

住基カードを取得するメリット

○公的な本人確認書類となります

写真付きの住基カードは、本人確認が必要な窓口で、公的な本人確認書類として利用できます。運転免許証等を持っていない人にとっては便利なカードになります。

○行政手続のインターネット申請ができます

住基カードの交付後、さらに「公的個人認証サービスの電子証明書」の交付を受けると、一部の行政手続を自宅やオフィスのパソコンから行うことができます。

(例) e-Tax(国税電子申告・納税システム)

取得に必要なもの

(1) 交付手数料500円

(2) 本人確認書類2点

○本人確認書類とは

① 運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳など(公的機関が発行した写真の添付されたものに限り)

② 健康保険被保険者証、年金証書、年金手帳、生活保護受給証明書、預金通帳など

※①から2点または①と②から1点ずつ持参された場合は、即日交付できます

※②から2点持参された場合は、郵便による照会を行います。郵送した照会書と本人確認書類2点を持参された時点での交付になります。即日交付はできません。(なお、預金通帳2点是不可)

公的個人認証サービスの電子証明書(e-Tax用)の有効期限は3年間です

☎市民課市民係
☎72-2111内線414

電子証明書の有効期間は、発行日から3年間です。有効期間は、電子証明書発行の際にお渡しした電子証明書の写しに記載されていますので、ご確認ください。

有効期間が分らない場合は、住基カードと運転免許証等の公的機関が発行した写真付きの本人確認書類(住基カードに写真がある場合は不要)を持参のうえ、市民課窓口でお尋ねください。

更新を希望する場合

更新は有効期限満了の3か月前から受け付けます。

住基カードと運転免許証等の公的機関が発行した写真付きの本人確認書類(住基カードに写真がある場合は不要)を持参のうえ、市民課窓口で更新の手続きをしてください。更新手数料は500円です。

新しい電子証明書の有効期間も、手続きの日から3年間です。

なお、以下の場合は、有効期限内でも電子証明書が失効します。

- ・電子証明書の失効申請をした場合
- ・転居、転出、婚姻等で、氏名、生年月日、性別、住所のいずれかが変更になった場合



電子証明書は、市区町村窓口で取得でき、住民基本台帳カード(住基カード)内に記録されます

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金！

申 問

国保年金課医療・年金係

☎72-2111 内線427

久留米年金事務所

☎33-6206

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなでささえようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもつて運営する安定した制度で、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある妻」や「子」)が受け取れます。

納付特例制度・猶予制度のご案内

「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料が猶予される制度です。

ふれあい館三国図書館が 1月23日(木)にオープンします

ふれあい館三国(三国校区公民館)図書室では、新規利用申込みやリクエスト予約など、図書館職員による市立図書館でも行っているサービスを試行します。

曜日、時間帯によって、利用内容やサービス内容が異なりますので、ご確認のうえ、ご利用ください。

なお、オープン当日の午後1時からテープカット式を行いますので、ぜひご参加ください。

開館時間

午前9時～午後5時

※1月23日(木)の開館時間は午後1時からです

休館日

毎月第3日曜および年末年始

※ふれあい館三国休館日

図書館で利用できるサービス

・利用可能日時

○本の閲覧、貸出・返却

開館中、常に利用可能

○新規利用申込み、

リクエスト予約、レファレンス

月～木曜日/午後1時～5時

※毎月第1・3月曜日、最終水曜日は除く

